

～決議の省略について～

2021.8.23

評議員の改選のため、決議の省略に関するお問い合わせがたくさんあったため、改めて決議の省略の方法や注意点等をまとめました。今後、決議の省略を行う場合の参考にしてください。

～決議の省略の基本的な流れ～

- ①理事会の決議の省略に関する提案書等を発送
- ②全理事から同意書・全監事から確認書を受領
- ③評議員会の決議の省略に関する提案書等を発送
- ④全評議員から同意書を受領

全同意書（確認書）が到達した日が
決議があったとみなされた日です。

↓ ※決算理事会の場合、ここの間隔は必ずしも中14日以上あける必要はありません。

～よくある質問～

①決議の省略を行ってもよいですか？

まず、理事会については、定款に決議の省略に関する定めがある場合は可能です。また、評議員会については、定款の定めは必要ありませんが、理事会で評議員会の決議の省略について決議する必要があります。

②定時評議員会と理事会の両方を決議の省略で行う予定だが、その場合理事長の不在期間が発生してしまいますが、どうしたらよいですか？

定時評議員会後に新役員に提案書を送付するのが通常の流れですが、実務的には、新理事長等を切れ目なく選出するために、予め提案書及び返送してもらう同意書を評議員会で選任予定の理事に、確認書を評議員会で選任予定の監事に、それぞれ事前送付しておく方法があります。ただし、評議員会において選任が否決された場合は、この決議の省略自体が無効となることもご承知おきください。

～様式について～

決議の省略の様式（最新版）をホームページに掲載しました！！

トップページ>医療・福祉>社会福祉法人の認可・指導、福祉サービス事業者の指導>
社会福祉法人の運営に係る様式（評議員会の決議の省略・理事会の決議の省略）

これは、理事会・評議員会等の開催を自粛するように求めるものではありません。実地での開催の有無は各法人で判断してください。各法人におかれましては、引き続き国等の新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を確認してください。

町田市 地域福祉部 指導監査課（町田市庁舎7階 窓口番号703）

電話番号：042-724-4094（法人担当）

電子メール：fukushi040@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページ：社会福祉法人の認可・指導（トップページ>医療・福祉）

